

法律が單一の所爲として綜合したる多數の各個の所爲の總計(上條第五)は時效の開始に關しても一個のものとして之を觀察すべきものとす。故に繼續する犯罪に於ても又た持續犯(譯者云第五十五章(五)に於ても時效は犯罪的動作の最終の完結時より進行を開始す(註四)。營業的、常業的并に慣習的犯罪(譯者云第五十五章)に付ても右に同じ。然れども状態犯罪(例へば重婚の如き刑)に在ては惟一の犯罪的所爲其ものゝみを標準とし其所爲に依り到來したる状態の繼續を以て標準と爲すこと無し。

(註四)同說帝國裁判所一八八四年三月三日判決ヘルホル、ビンゲンケ一卷八三五頁、ヘルシユネル、メルケル、マイエル、オルスハサセン、シニツェ、反説ビンゲンケ一卷八三七頁並に同氏提要一卷二二五頁之に依れば集合的犯罪に在ては時效は其内の各個(譯者云第五十五章)に付ても右に同じ。然れども状態犯罪(例へば重婚の如き刑)に在ては惟一の犯罪的所爲其ものゝみを標準とし其所爲に依り到來したる状態の繼續を以て標準と爲すこと無し。

印刷物の内容に依り犯さるゝ出版犯罪の時効は印刷物の頒布の開始と共に始まる(註五)。

(註五)フオン、リスト出版法論二〇二頁參照、反説ビンゲンケ、ラーテナウ(二氏は最終の頒布)スタンゲライノ。

不作爲犯に於ては所爲の義務の止みたるときより時效の進行を開始す。

特別の諸規定——一千八百七十二年十二月二十七日の海員法第百條に依れば船舶が初めて海員官署所在の場所に到着したる日より時效を進行す。一千八百七十年六月十一日の偽作取締法は注意するの價值あり。同法第三十三條第三十七條に依れば偽作の時効并に出所の表示を欠くことの時効は最初の頒布の日を以て始まる。然れども其第二十二條に依れば犯罪は第一冊の出來と共に完成するの定めあり。手形印紙を潜脱する犯罪は一千八百六十九年六月十日の法律第十七條に依れば手形振出の日に始まる。

(參)時効は判事か犯罪人に對し其犯罪に付きて爲す各處分に依り中斷せらる(刑第六十八項)。刑事訴訟法第四百五十三條并に第四百五十九條は警察上の刑罰處分并に行政官廳の刑罰裁決にも時效中斷の效果を付與し一千八百六十九年六月十日の手形印紙法第十七條は官廳の各般の處分に右の效果を付與す。一定の犯罪の犯人なりとして之に對する各處分は時效を中斷するも犯人の痕跡あるに因り初て開始すべき準備手續は時效を中斷せず。故に犯人を證人として呼出すこと



は其呼出に係る者か其際犯罪を自白し且其故に宣誓を爲さしるときと雖も時効を中斷するに足らず。中斷は單に其の所爲の關する犯人に對してのみ生じ(刑六法第二十八條)中斷と共に更に新に時効を進行す(刑六法第三十條)。

〔四〕時効は法律の規定あるに因り刑事訴追を開始するを得るか又は之を繼續する能はざる時間停止す(一八九三年三月二十六日の法律改)殊に刑事裁判手續の開始又は續行が只た他の手續に於てのみ裁決し得べき先決問題に依て定まる場合に於ては時効は其手續の完結に至るまで停止す。刑事訴追を爲すに付き告訴又は授權を必要とするときは時効の進行は告訴又は授權の欠缺に依り妨げらるゝこと無し。

〔五〕時効の效果は刑罰請求を阻却するのみにして犯罪を除去するものに非ず。故に數人の加擔者中の一人に對して時効の到來したるに拘はらず爾餘の加擔者は尙ほ罰し得べきものたることあり得へし。

### 第七十八章 執行の時効 Die Vollstreckungsverjährung

〔壹〕判決の確定したる刑罰の執行は左の期間を経るに依り時効に罹る(刑七法第七十條)。

(甲)死刑又は無期懲役又は無期城寨禁錮を言渡したるものは三十年、

(乙)十年を超ゆる懲役又は城寨禁錮を言渡したるものは二十年、

(丙)十年以下の懲役又は五年以上十年以下の城寨禁錮又は五年を超ゆる禁錮を言渡したるものは十五年、

(丁)二年以上五年未満の城寨禁錮又は禁錮又は六千マルクを超ゆる罰金を言渡したるものは十年、

(戊)二年未満の城寨禁錮又は禁錮又は六千マルク以下百五十マルクを超ゆる罰金を言渡したるものは五年、

(己)拘留又は百五十マルク以下の罰金を言渡したるものは二年〔註〕。

(註)立法者が時効期間を規定することを遺忘したる罪責は之を茲に算入せざるを得ず反對觀ヲラシク第七十條(註)に罪責は時効を経ること無しと主張す。

〔貳〕時効は判決が確定したる日より始まる(刑七法第七十條)。

〔參〕時効は刑の執行を司掌する官廳が刑の執行の爲めに爲す各所爲并に有罪の

執行の時効



言渡を受けたる者に對し刑の執行の爲めに爲したる逮捕に依り斷中せらる(刑七  
第十二條)刑の執行の中斷の後更に新に時效を開始す(刑法第七十  
條第二項)。

〔四〕併合刑の執行は一個のものとして時效を經(註三)同一の所爲に基き自由刑と共  
に言渡したる罰金刑の執行は其自由刑の執行の時效を經る以前に時效を經ること  
無し(刑法第七  
條)。之と同じく爾餘の諸附加刑も該附加刑にして一般に執行し得へ  
きものたる限は主刑と共に時效を經然れとも法律は名譽に對する有期の附加刑に  
付き(刑法第三  
十六條)并に警察監視てふ附加刑に付(刑法三  
十八條)例外を設け此兩者に付ては此  
附加刑を言渡す判決の效果は主刑の時效を經たる日より始まるものとす。一千  
八百七十九年五月十四日の食料品法第三條に依り生ずる有罪の言渡の附帶の結  
果に付ても亦右に同じ。

(註二)普通の見解は此の如し反對説フランク第七十四章(五)。

〔五〕刑法以外に於て刑罰制裁を規定する諸法律に於て刑事訴追の時效を明かに  
規定するも執行の時效の規定を缺くか如き場合に於ては(此事は殊に關稅法執行  
租稅法中に存す)執行  
の訴追を認許せざるものと云はざるを得ず。聯合各邦の立法に委任せらるゝ範

圍内に存する同一の場合亦右に同じ(第二十  
章註四)。



## 獨逸刑法論索引

索引は一に讀者の便宜の爲めに成りたるものにして事項索引と個條索引とを設けたり

### 事項索引

一索引の順序は(アイウエオ)の順に依ると雖も發音相似るものは俗に従ひ一々之を區別せず例へば(イ)と(キ)と(オ)と(ヲ)とを分たす(ク)は(カ)に(カウ)タウは共に(コ)に従ふの類の如し



○ア之部

悪意 三二二

○イ之部

委任(告訴提起の) 三六七

委任の超過 四三二

委任(訴訟の)を必要とする犯罪 三五七

慰謝金 一六八

因果の連絡 二二一

心理的因果律 二二七

潜匿者 三〇四

違警罪 二〇四

意思 二二九

意思活動 二二七

意向 二一九

意欲主義 三〇九

一所爲 四四四

自然の一所爲 四四五

法律上の一所爲 四四八。四四九

一罪 四四九

一身上の犯罪不成立の原因 三五二

醫師の手術の過失 三四一

違法(犯罪構成の要件たる) 二四八

違法の知覚 三二七

印刷物の概念 三四二(註一)

定期の印刷物 三四二(註一)

○エ之部

營業權の剝奪 四八〇

縁由(動機)を見よ

○オ之部

恩赦 五五六

○カ之部

官職 五二二(註一)

開始(実行の) 三七八

加重 五二九

加擔 四〇二。四二三

必然の加擔 四二二。四四二

加擔者の一身上の關係が刑罰に及ぼす影響 四四〇

加擔者の一身上の關係が處罰に及ぼす影響 四四〇

假出獄 四九五。四九六。五〇一

假定の正犯 四一四

過失 三三三。三三四

醫師の手術における過失 三四一

知覚せる過失 三四一(註六)

知覚せざる過失 三四一(註六)

出版犯罪における過失 三四六

革新文學時代 五二

解釋(法條の) 一五三

類推解釋 一五四

概念

概念の發展 一五三

犯罪未遂の概念 三七二

犯罪の概念 二〇〇

刑法の概念 一

刑罰の概念 四六九

被害者の概念 三六四

出版犯罪の概念 三四一

印刷物の概念 三四二(註一)

幼者の概念 三〇〇

所爲の概念 二二一

所爲の結果の概念 二二三

危険の概念 二二五

政治上の犯罪の概念 一九二

不作物の概念 二二三

責任の概念 二八二

原因の概念 二二六

重罪の概念 二〇四

輕罪の概念 二〇四

慣習法 一三一

慣習犯 四五五

監視(警察監視) 一三七。五〇七

監獄の改良 四八九

悔悟 五五四

刑の全免の原由としての有效の悔悟 五五四

未遂中の中止として有效の悔悟 三九六

回復(名譽權の) 五一九

階級制(自由刑の) 四九四

確定の犯意 二八七

海底電線 一八七

海岸の水(内國と觀ること) 一八〇

觀念説 三〇九(註二)



感化制 四九六

換刑 五三七

○キ之部

教唆 四二三

缺效の教唆 四三四

教唆者 四三五

教育場 三〇三

教育権 二七五

兇徒組合(マムラ) 四一〇

偽証 一六七

危険の概念 二二五

共助(國際間の法律上の) 一七二。一八八

共同原因 二二二

奇癖 三〇六

緊急の救助 二六四

緊急状態 二六五。二六八

強制(違法を阻却する原因たる) 二六六

議院の報告 二八一

行政處分と刑罰との差 四七一

禁錮(帝國法律に於ける刑たる) 四九八

城塞禁錮 四九八

○ク之部

俱發犯 一三〇

國の元首(刑法上の責任なきこと) 一九五

○ケ之部

刑

刑の目的 一二四

刑の算入 五四一

刑の全免の原由 三三二

刑の併合に關する「殘存の刑」 五四七

併合刑 五四七

自由刑の階級制度 四九四

罰金刑に關する立法上の問題 一三六

罰金刑を自由刑に換ゆること 五三七

名譽に對する附加刑 五二二

名譽に對する主刑(體責) 五〇五

刑罰

刑罰の概念 四六九

刑罰の制度 四七八

刑罰の手段 四七八

刑罰の併科 五四六

刑罰の換算 五三七

刑罰の範圍 五二六

刑罰の加重 五二九

刑罰加重の原由 五二八

刑罰の減輕 五三二

刑罰減輕の原由 五二八

刑罰の節度 五二四

刑罰の大小 五二七

刑罰の變更 五三二

刑罰の適用 五二四

刑罰と行政處分との差 四七一

刑罰と損害賠償との區別 四六九

刑罰と満足を與ふることとの區別 四七〇

相對的に刑罰を定むる制度 五二六

絶對的に刑罰を規定すること 五二五

刑法上の國籍主義 一七五

刑法の淵源 一五一

刑法法規の溯及力 一五九

刑法の概念 一一

刑法の法源たる命令 一五四

刑法の效力範圍

聯合各邦法に對するもの(即ち事物に關する效力) 一六三

外國に對するもの(即ち土地に關する效力) 一七一

○ク之部

俱發犯 一三〇

國の元首(刑法上の責任なきこと) 一九五

○ケ之部

刑

刑の目的 一二四

刑の算入 五四一

刑の全免の原由 三三二

刑の併合に關する「殘存の刑」 五四七

併合刑 五四七

自由刑の階級制度 四九四

罰金刑に關する立法上の問題 一三六

罰金刑を自由刑に換ゆること 五三七

名譽に對する附加刑 五二二

名譽に對する主刑(體責) 五〇五

刑罰

刑罰の概念 四六九

刑罰の制度 四七八

刑罰の手段 四七八

刑罰の併科 五四六

刑罰の換算 五三七

時に關するもの 一五七

人に關するもの 一九五

獨逸各邦の十九世紀の初以來の刑法 五九

刑法所定の事項 一六四

刑法典以外の刑法法律 一〇九

帝國刑法典 一

刑法理論 一四〇

刑法の效力の除外例 一九五

國の元首の刑法上の無責任 一九五

國民代表員の刑法上の無責任 一九五

警察刑法典 一六七(註二)

警察監視 一三七。五〇七

警察上の不正(刑事的不正との別) 二四九

警察上の罰 四七八

刑事判決の公示 四七〇

刑事未成年者 三〇〇

刑事政策 一三三

刑事裁判所法 三〇

カール五世の 二八

パンベルクの 三三

刑事訴訟の前提要件 三五七

缺效犯 三八一。三九七



原因の概念 二二六  
 原因と條件との區別 二二六  
 減輕の原因 五三五  
 計畫(ツンデルキーマン) 三八〇〔註六〕  
 血的復讐 五  
 隨責 五〇五  
 隨責の執行 五〇六  
 決意 二二〇  
 輕罪の概念 二〇四  
 結果を惹起すること 二二六  
 繼續的犯罪(即ち持續犯) 四四八

○ノ之部

公權の剝奪 五二二  
 公權の喪失 五二二  
 告訴權利者 三六四  
 告訴期間(親告罪の) 三六八  
 告訴提起の委任 三六七  
 拘留(帝國刑法における) 四九八  
 單獨拘禁 五〇〇  
 未決拘留の刑期算入 五四一  
 懲治的再拘留 五一〇

○サ之部

錯誤 三二〇  
 一般の錯誤 三二〇  
 打撃の錯誤 三二五、三二六  
 人に關する錯誤 三二六  
 作為 二一八  
 裁判  
 裁判例 一五三  
 條件附裁判 一三五  
 使臣の所附の裁判例 一九六

世界的裁判の制度 一七五  
 三分主義(犯罪の) 二〇四  
 殺人權(夫の有する) 二七六〔註四〕  
 財産刑(帝國法律における附加刑たる) 四八〇  
 主刑たる財産刑 四七九

○シ之部

親族の定義 二七二〔註四〕  
 親告罪 三六〇  
 親告罪の告訴期間 三六八  
 相對的の親告罪 三七〇  
 親告罪における代理 三六七  
 所爲  
 所爲の概念 二二一、二二三  
 所爲の結果 二二三  
 所爲の動機 三二二、三一九  
 所爲の目的 三二二、三一九  
 刑罰加重の原因たる所爲の重き結果 二九一〔註六〕  
 豫備の所爲 三七八  
 職務上爲したる所爲は違法となりず 二七三  
 實行の所爲 三七八、四一八  
 共同實行者 四一八

索引

副共同實行 四二三  
 實跡上の競合俱發 四五五  
 職務上の義務は違法を阻却す 二七三  
 職務上の義務の單純なる不履行 四七七  
 處罰の條件 三五三  
 處罰を受くることを認識するの智力 三〇三  
 使臣の處罰 一九六  
 條件と原因との區別 二二六  
 條件附裁判 一三五  
 償金 五一九  
 首魁の概念並に首魁と教唆との關係 四二六〔註四〕  
 從犯 四二七  
 從犯の刑の減輕 五三四  
 時効 五六二  
 訴追の時効 五六六  
 執行の時効 五七二  
 告訴權の時効 三六八  
 累犯時効 四六五  
 時効の停止 五七二  
 出版犯罪  
 出版犯罪の概念 三四一  
 出版犯罪に關する責任 三四三



出版犯罪における責任に關する白耳國の制度 二三六  
 出版犯罪に於ける過失 三三六  
 出版犯罪における編輯人の犯罪の推定 三三六  
 出版自由の停止 二〇〇  
 執行法 一七〇  
 執行 一七〇  
 執行罰 四七四  
 執行の時効 五七二  
 死刑の執行 四八六  
 自由刑の執行 四九九  
 隨實の執行 五〇六  
 罰金刑の執行 五〇三  
 樹木竊盜 一六八、〔註三〕  
 事項(刑法所定の) 一六四  
 事物に關する刑法の效力範圍 一六三  
 シニヴァルツメンヌルケ 三三三  
 獸類(犯罪の主體たる) 二〇七  
 私罰 一六七  
 死亡(犯人の) 五五三、五五四  
 死刑 一六七  
 死刑密行主義 四八九  
 死刑の沿革 四八一

死刑に關する帝國法律 四八五  
 死刑に關する國會における議論 四八五  
 自殺 二七九  
 自助(違法を阻却する原因たる) 二七四  
 自身法益を傷害すること 二七九  
 自由刑の沿革 四八九  
 自由刑の帝國法律 四九八  
 自由刑の「ハンシルバニヤ」制 四九三  
 自由刑の愛蘭制 四九五  
 承諾(被害者の) 二七七  
 心理的因果律 二三七  
 少年の引責能力に及ぼす影響 三〇二  
 少年改革問題 一三五  
 主體(犯罪の) 二〇七  
 狀態犯罪 四四九  
 重罪の概念 二〇四  
 持續犯(即ち繼續的犯罪) 四四八、四五〇  
 識別力 三〇三  
 眞實(議院の議事) 二八一  
 城塞禁錮 四九八

○ヌ之部

推定 一七〇  
 責任ありとの推定 二八九  
 出版犯罪における編輯人の犯罪の推定 三四六  
 編輯人を以て印刷物の内容に依り犯されたる犯罪の正犯たりとの推定 三四五  
 睡眠狀態 三〇八  
 數罪 四四四、四六四  
 數罪俱發 四五八  
 想像上の數罪俱發 四六〇  
 同種類の想像上の數罪俱發 四五八  
 數罪俱發の場合に於ける刑の適用 五四五

◎セ之部

正當防衛 二五五  
 正當防衛の逸出 二六三、二六四  
 正犯 四〇二、四一三  
 間接の正犯 四一四  
 無形上の正犯 四一四  
 數人の正犯ある場合 四二三  
 責任 一七〇  
 責任の概念 二八一  
 責任ありとの推定 二八九

責任を負ふ能力 二九二  
 出版犯罪における責任 三四一  
 絶交 二〇  
 竊盜(樹木竊盜) 一八六〔註三〕  
 世界主義 一七五  
 精神(既存の)を敗壞する狀態 三〇五  
 精神發達の阻碍 三〇四  
 精神病者 三〇五  
 生体解剖 二七七  
 戦時法 一九八  
 切開術 二七六  
 政治上の犯罪の概念 一九二  
 制度 一七〇  
 世界的裁判の制度 一七五  
 贖罪制度 一一  
 相對的に刑罰を定むる制度 五二六  
 ヘルチオン制度 一三七  
 感化制 四九六  
 沈黙制 四九二  
 「ハンシルバニヤ」制(自由刑の) 四九三

◎ソ之部



訴追の廢棄 〓五五八  
 訴訟條件 〓三六三  
 訴訟上の罰 〓四七七  
 相殺(即ち返報) 〓五四二  
 屬地主義 〓一七三  
 總般的豫防 〓一四二  
 損害賠償(刑罰との區別) 〓四六九  
 懲科刑 〓四七八  
 送致の言渡(地方警察署に送致するの言渡) 〓五〇九  
 續行犯 〓四五〇

◎タ之部

滞在すへき場所の制限 〓五〇九  
 林質犯 〓一三一  
 代理(親告罪に於ける) 〓三六七  
 第三者の補助的責任 〓四七二(註五)

◎チ之部

中斷(因果の連絡の) 〓二二五  
 中止(任意の) 〓三九六  
 未遂中の中止 〓三九六  
 刑罰加重の原因たる未遂中の中止 〓五三〇  
 沈黙制 〓四九二

挑發 〓四二六(註四)  
 智覺の喪失 〓三〇七  
 違法の知覺 〓三二七

智力(處罰を受けるを認識するの) 〓三〇二  
 懲治的再拘留 〓五一〇  
 懲戒權 〓二七五  
 懲戒權は違法を阻却す 〓二七五

懲戒罰 〓四七六  
 治外法權の人員 〓一九六

定業と不定業 〓一四五

◎ツ之部

追放 〓五一一  
 追加刑 〓五四八(註二)  
 通過的犯罪 〓二四三  
 罪(外國に於て犯したる) 〓一八三

◎テ之部

定役(自由刑に課する) 〓四九九  
 帝國刑法典 〓一  
 帝國刑法典成立史 〓九八  
 帝王の弑逆(國際公法上に於ける) 〓一九四

◎ト之部

徒黨 〓四一〇  
 逃亡犯罪人引渡 〓一八八  
 獨逸保護領 〓一七九  
 時に關する刑法の效力 〓一五七  
 同業組合 〓二一〇  
 土地に關する刑法の效力 〓一七一  
 特件的豫防 〓一四三  
 投票券(選舉用の) 〓三四二  
 贖罪制度 〓一一  
 贖罪金 〓二二

◎ナ之部

内國 〓一七八

◎ニ之部

任意 〓二一八  
 二箇の所爲  
 法律か二箇の所爲を以て犯罪とすること 〓四五三

◎ノ之部

索引

能力

責任を負ふ能力 〓二九二  
 輕少の引實能力 〓二九四  
 引實能力の概念 〓二九二  
 引實能力の各場合 〓二九九  
 ノルム説(ビンチンク氏の) 〓二二三(註二)

◎ハ之部

犯罪  
 犯罪學 〓一二九  
 犯罪社會學 〓一二九  
 犯罪人類學 〓一二九  
 犯罪生物學 〓一二九  
 犯罪の概念 〓二〇〇  
 犯罪の三別(又は犯罪の三分主義) 〓二〇四  
 實質的犯罪 〓二一五(註五)  
 形式的犯罪 〓二一五、二一九(註五)、四〇四  
 狀態犯罪 〓四四九  
 常業犯罪 〓四五四  
 營業犯罪 〓四五四  
 集合犯罪 〓四五四  
 缺效犯罪 〓三八一、三八七



- 誤想的犯罪 二三〇
  - 通過的犯罪 二四三
  - 犯罪の時期 二四〇
  - 犯罪の既遂 三三二
  - 犯罪の事實(犯罪の構成要件) 二〇一
  - 犯罪の場所 二四〇、二四一
  - 犯罪人名録 一三七
  - 犯罪不成立の原由 三三三
  - 犯罪に關する物を使用すへからざるに至らしむること 四七七
  - 二
  - 犯罪後の庇護 四一一
  - 彌久の犯罪現象 一三一
  - 法律なければ犯罪なし 一五二
  - 危険を與ふる犯罪 二二五
  - 法人の犯罪 二〇八
  - 委任(訴追の)を必要とする犯罪 三五七
  - 單純なる法規不遵守に出づる犯罪 二四九
  - 犯人の身牒の測定 一三七(註)
  - 犯行不能の狀況に置くこと 一三七
- 罰
- 罰條の競合 四六〇
  - 罰條の補助的性質 四六〇
- 警察上の罰 四七八
  - 私罰 一六七
  - 罰金刑の執行 五〇三
  - 訴訟上の罰 四七七
  - 徴收すること能はざる罰金 五三七
  - 剝奪(公権の) 五一二
  - 法律保護の剝奪 二八一
  - 兇徒組合 四一〇
  - 判決正本の交付 四七〇
  - 白紙委任法 一五七
  - 廢棄(刑事訴追の) 五五八
  - 誑誘 四二六(註四)
  - 犯意
    - 一般的犯意 三一八
    - 不確定の犯意 三一七
    - 事前の犯意 三一八
    - 事後の犯意 三一七
    - 間接の犯意 二八七
- ト之部
- 庇護權に關する白耳國法律 一九四、(註六)
  - 犯罪後の庇護 四一四

○ハ之部

- ヘルツェリナ 一一
- ペルチオン制度 一三七
- 編纂(法規)の誤謬 一五五
- 編輯人 三四二
- 答責ある編輯人 三四四
- 辨別 三〇三
- 返報 五四二
- 併科主義 五四六
- 併合刑 五四七

○ホ之部

- 法益 一一〇
- 自身法益を傷害すること 二七九
- 法源の解釋 一五三
- 法條の解釋 一五三
- 法規の保護 一二二
- 法律の意義 一五五
- 法律解釋の手段たる資料 一五六
- 法律なければ犯罪なし 一五二
- 法律保護の剝奪 二八一

○ノ之部

- 政治上犯人の有する庇護權 一九二
  - 被害者の承諾 二七七
  - 被害者の概念 三六四
  - 人に關する效力範圍 一九四
- 不能犯 三八七
- 絕對的不能犯 三八八
- 相對的不能犯 三八八
- 不定刑期の宣言 一三八
- 不作爲の概念 二三二
- 不作爲犯 二三二
- 不正
- 刑事上の不正と民事上の不正との別 三四八
  - 刑事上の不正と警察上の不正との別 三四九
  - 復讐權 二二五
  - 血的復讐 二五
  - 附加刑
    - 自由に對するもの 五〇六
    - 名譽に對するもの 五一二
    - 一般のもの 四七八

索引



法律上の一罪 二四四八

國際間の法律上の共助 一八八

法人は犯罪を爲す能はず 二〇八

法人の犯罪 二〇八

保安法 二二五

保護主義 一七四

獨逸保護領 一七九

將來の危險に對する保護手段 二六〇

保佐人 三六七

暴行(抗拒すへからざる) 二七二

沒收 四七二

沒徳狂 三〇七

欲する者には不正を生せず 二七八

◎マ之部

魔術退治 四九

満足を興ふることと刑罰との區別 四七〇

◎ニ之部

未遂中の中止 三九五

既行未遂 三八〇

未行未遂 三八一

危險なる未遂 三九三

犯罪未遂の概念 三七三

刑罰減輕の原由たる未遂 五三三

◎ミ之部

無責任(議院の議事に関する報告及之に關する無責任) 二八一

◎メ之部

命令(刑法の法源たる) 一五四

上官の命令 二七四

酷罰(引責無能力の 因たる) 二〇八

◎ム之部

豫防 一二五

豫謀ある故意 二二〇

豫備の所爲 三二七

幼者の概念 三〇〇

幼者(引責能力の阻却に關す) 三〇〇

◎リ之部

流刑 一三七

領事裁判區域(内國と見ること) 一八一

履行の強制 四七四

◎ル之部

類推解釋 一五四

累犯 四六五

累犯に關する立法問題 一三七(註)

累犯時効 四六五

◎ノ之部

聯合各邦法 一六三

◎ハ之部

勞務場 五一〇

森林の勞役及町村の勞役 一六九



簡條索引

〔一〕刑法之部

(甲) 施行法の規定

(乙) 總則の規定

(丙) 各箇の犯罪に關する規定

(丁) 規定追録

〔二〕憲法之部

〔三〕裁判所構成法之部

〔四〕軍律之部

〔五〕民法之部

〔六〕刑事訴訟法之部

〔七〕民事訴訟法之部

注意、一三九〇四一八の一、並に二三四の三及五とあるは第百三十九條か第四百十八頁の十

一行並に第二百三十四頁の第三行と第五行とに包含せらるゝことを示す

二の二項とあるは第二條第二項を示す

〔壹〕刑法之部

(甲) 施行法の規定

一 刑法索引の末を見よ

二の二項 一六〇の二及三、並一六四の八及九

二の二項 一六〇の八及九、並一六二(註三)、並一六八の八乃

至一〇

三 一六九の五及六

四 一九八の一三乃至一九九の六

五 一六六の四、並一七〇の五乃至七

六 一六九の九乃至一二

七 五六八の七及八

八 一七〇の八乃至一〇

(乙) 刑法總則

一 二〇四の九乃至一四

二の二項 一五二の四及五

三 一七七の三及四

四 刑法索引の末を見よ、尙ほ一八三頁乃至一八五頁を参照す

五 へし

六 一八二の一三乃至一八三の一

七 五四二の九及一〇

八 一七九の五

九 一九一の一四

一〇 一九八の五及六

一一 一九五の一乃至一三

一二 二八一の二乃至四

一三 四八六の一五

一四 乃至一八 四九九の二乃至六

一四 刑法索引の末を見よ

一五 刑法索引の末を見よ、尙ほ四九九の一二及一三参照

一六 刑法索引の末を見よ、尙ほ四九九の一三乃至五〇〇の一

参照

一七 刑法索引の末を見よ、尙ほ五〇〇の二参照

一八 刑法索引の末を見よ

一九 四九九の九乃至一一

二〇 五二七の一四乃至五二八の一

二一 二〇五の四、並五四一の三及四

二二 五〇〇の一三乃至五〇一の二

二三 乃至二六 五〇一の四乃至一三

二七 五〇二の一四乃至五〇三の一

二八 五三八の二乃至九、並五三九の九及一〇、並五四一の一及



- 二九〇五三八の一〇乃至五三九の一、竝五三九の四乃至六
- 三〇〇五五四の八及九
- 三一〇四七五の一六乃至四七六の二、竝五〇〇の五、竝五二二
- 【註一】
- 三二の一項〇五二六の四乃至七
- 三二の二項〇五二五の二、及二二
- 三三〇五二二の九乃至二二
- 三四〇五二二の四乃至五二五の三
- 三五〇五二七の二〇乃至二四
- 三六〇五二五の二乃至一五
- 三七〇五二九の一乃至四
- 三八の一項〇五〇七の一乃至五の内單線を傍に附しある部分
- 三八の二項〇五〇九の三及四
- 三八の三項〇五〇九の四及五
- 三九〇五〇九の六乃至一〇
- 四〇〇刑法索引の末を見よ、尙ほ四七二の二乃至五参照
- 四一〇刑法索引の末を見よ、尙ほ四七二の【註四】参照
- 四二〇刑法索引の末を見よ、尙ほ四七二の【註四】参照
- 四三の一項〇三九三【註二】
- 四三の二項〇刑法索引の末を見よ
- 四四〇五三三の二乃至五三四の四
- 四五〇五三四の七乃至九、尙ほ五〇八の九及一〇、竝五一七の
- 一及二参照
- 四六〇刑法索引の末を見よ、尙ほ三九六の一〇、竝三九八の四、及一〇二〇の二を参照
- 四七〇四一八の二
- 四八〇刑法索引の末を見よ、尙ほ四二二の二以下参照
- 四九〇刑法索引の末を見よ、尙ほ四二七の三及四竝五三四の一乃至五三五の一参照
- 四九甲〇刑法索引の末を見よ、尙ほ五〇八の二参照
- 五〇〇四四一の四乃至六
- 五一〇三〇五の五乃至七
- 五二の一項〇四一五の一四乃至四一六の一、尙ほ二二七の二四参照
- 五二の二項〇二七一【註四】
- 五三〇二五七【註一】
- 五四〇二七〇の七乃至九
- 五五〇三〇二【註二】
- 五六の一項〇三〇三の二〇
- 五六の二項〇三〇三の二一
- 五七〇三〇三の二四、竝五〇五の二二、竝五〇八の二二、竝五一七の五
- 五八〇刑法索引の末を見よ、尙ほ三〇四の八乃至一一参照
- 五九〇刑法索引の末を見よ、尙ほ三二二の四乃至六、竝三三五

- の七及八参照
- 五九の二項〇三三八の六乃至八
- 六〇〇五四の一〇及一一
- 六一〇三六八の二乃至一三
- 六二〇三六七の二乃至一三
- 六三〇三六九の二乃至一四
- 六四の一項〇三七〇の二乃至一四
- 六四の二項〇三六九の一五
- 六五〇刑法索引の末を見よ
- 六五の一項〇三六四の二一及二二
- 六五の二項〇三六五の一及二
- 六五の三項〇三六五の二四及一五
- 六六〇刑法索引の末を見よ、尙ほ五六三参照
- 六七〇五六の二乃至五六七の七、竝五六八の九及一〇
- 六八の一項〇五七一の九
- 六八の二項、竝三項〇五七二の二及三
- 六九〇五七二の四及五
- 七〇〇五七三の一乃至一三
- 七一〇五七四の三乃至五
- 七二〇五七三の一四乃至五七四の二
- 七三〇四六一の四乃至七
- 七四〇五四七の三乃至一四
- 七五〇五五〇の一〇乃至一四
- 七六の一項〇五一七の三乃至五
- 七六の二項〇五〇八の一〇及一一、竝五四九の二四乃至一六
- 七七〇五五〇の七乃至九
- 七八の一項〇五四九の六及七
- 七八の二項〇五三九の一乃至三、尙ほ五三七の一四参照
- 七九〇刑法索引の末を見よ、尙ほ四六七の二乃至四六八の二参照
- (丙)各箇の犯罪に関する規定
- 八〇〇三八六の二二竝四三〇【註九】
- 八二〇三八〇【註六】
- 八三〇五一八の一
- 八四〇一七七一の八
- 九一〇五一八の二
- 九二〇四五九の七
- 九三〇三五九【註九】
- 九四〇三五九【註九】
- 一〇二〇一八八の二、竝三五九【註九】、竝四五三の一



一〇三〇三五三の六、竝三五九〔註九〕、竝四五三の二  
 一〇四〇三六〇の一〇  
 一一五 五〇七の一五  
 一一六 }  
 一二一〇三三九〔註四〕  
 一二二〇五〇七の一五  
 一二三〇三六〇の一  
 一二五〇五〇七の一五  
 一二八〇四二六〔註四〕、竝五一八の八  
 一二九〇四二六〔註四〕、竝五一八の一〇  
 一三九〇四二八の一、竝二三四の三、及三五三の七参照  
 一四〇〇一八八の二  
 一四六〇三七三の三  
 一四七〇五〇八の一  
 一五七〇五三六〔註五〕  
 一五八〇五三七〔註五〕  
 一六〇〇四一五の二  
 一六一〇四八〇〔註六〕  
 一六三〇三三九〔註四〕  
 一六五〇四七一〔註三〕  
 一七一〇三六〇の一  
 一七二〇三五三の二、竝三六〇の二

一七三〇三〇四〔註五〕  
 一七四〇四三九の一〇  
 一七六〇四六二の五  
 一七七〇四六一の一  
 一七八〇四六二の四  
 一七九〇三六〇の二  
 一八〇〇五〇八の一  
 一八一〇五〇八の一、竝五一六の二  
 一八二〇三六〇の三  
 一八五〇四五九の八、竝五二七の九  
 一八六〇五二〇の二  
 一八七〇五二〇の四  
 一八八〇五二〇の五  
 一八九〇三六〇の三  
 一九三〇二五四の一三  
 一九四乃至一九六〇三六〇の一四  
 一九五 } 三六六〔註六〕  
 一九七〇三五九〔註九〕  
 一九九〇五三五の七、竝五四三の五  
 二〇〇〇四七一〔註三〕  
 二〇四〇五五五の七

二〇九〇三五二の七  
 二一〇〇三五三の八  
 二一一〇四八五の一〇  
 二一二〇五三五の六  
 二一六〇二〇七の二、竝二七八〔註六〕  
 二二一〇二〇六の一三  
 二二二〇三三九〔註四〕  
 二二三〇五四二の一四  
 二二七〇三五三の九  
 二三〇〇三三九〔註四〕  
 二三一〇五二〇の八  
 二三二〇三六〇の一四、竝三六六〔註六〕  
 二三六 } 三六一の一  
 二三七 }  
 二四二〇三七三の二  
 二四三〇四一七〔註七〕  
 二四四 } 五三一の四  
 二四五 }  
 二四六〇三七三の二  
 二四七〇三五二の六、竝三六一の一  
 二四八〇五〇八の一  
 二五〇〇五三一の四

二五六〇五〇八の一  
 二五七〇三五二の六、竝三六九の一三、竝四三九の三  
 二五九〇二三九〔註四〕、竝三四〇の八  
 二六一〇五三一の四  
 二六二〇五〇八の一  
 二六三〇三六一の一  
 二六四〇五三一の五  
 二六七〇三七三の三  
 二八四〇五一一の九  
 二八八 } 三六一の二  
 二八九 }  
 二九二〇三六一の三  
 二九四〇五〇八の二  
 二九六甲一七七の九  
 二九八〇一八八の三  
 二九九〇三六一の四  
 三〇〇〇三六一の五  
 三〇一乃至三〇三〇三六一の五、竝四三九の一  
 三〇二〇五一一六の二  
 三〇九〇三三九〔註四〕  
 三一〇〇五五五の八  
 三一二 }



(丁) 刑法規定追録

- 三三四 三三九(註四)
- 三三六 三三九(註四)
- 三三八 三三九(註四)
- 三一九 四八一(註六)
- 三二一乃至三二四 三三九(註四)
- 三二五 五〇八の二
- 三二六 三三九(註四)
- 三二九 三三九(註四)
- 三四五 三三九(註四)
- 三四七 三三九(註四)
- 三五八 五一八の二
- 三六〇 二三四の四
- 三六一 五〇〇の三、五〇九の二、五一一〇の二、五一一一(註九)
- 三六二 五〇〇の三、五一一〇の四及六
- 三六七 二六〇(註四)
- 三七〇 三六一の六

刑法施行法第一條 獨逸帝國刑法典は一千八百七十二年一月一日より聯邦領域の全部に行はる

刑法第四條 外國に於て犯したる重罪輕罪は通例其訴追を爲すことを得ず

但左に掲ぐる犯人は獨逸帝國の刑法典に依て之を訴追することを得

第一 外國に於て獨逸帝國又は其内の一邦に對し大逆の罪を犯し又は貨幣に關する重罪を犯し又は獨逸帝國又は其一邦の官吏にして獨逸帝國の法律に於て職務上の重罪又は輕罪と看做すべき罪を犯したる獨逸人又は外國人

第二 外國に於て獨逸帝國又は其内の一邦に對し謀叛の罪を犯し又は一邦の君主に對し榮譽毀損の罪を犯したる獨逸人

第三 獨逸帝國の法律に於て重罪又は輕罪と看做し且犯罪地の法律に依て罰せらるべき所爲を外國に於て爲したる獨逸人

犯人が所爲の當時未だ獨逸人にあらざりしときと雖も亦訴追を爲すことを得但此場合に於ては其所爲の行はれたる地の管轄官廳の申立を要し且外國の刑法が内國の刑法よりも輕きときは之を適用すべきものとす

刑法第五條 第四條第三の場合に於て左の事由あるときは訴追

を爲すことなし

第一 外國の裁判所が犯罪に付き言渡したる判決確定したる場合に於て無罪を言渡したるか又は言渡したる刑を執行したるとき

第二 外國法律に照し刑事訴追又は刑の執行が時效を経たるか又は免刑となりたるるとき

第三 外國法律に照し犯罪の訴追を爲すために要する被害者の告訴なきとき

刑法第十四條 懲役は無期又は有期とす

有期懲役の最上限は十五年其最下限は一年とす

刑法第十五條 懲役に處せられたる者は懲役場内に於て一定の役に服せしめらるべきものとす

囚徒は場外の役務に公役又は官廳の監視する役にも亦之を服せしむることを得但此服役は他の備役者と別異するときに限り之を許す

刑法第十六條 禁錮の最上限は五年其最下限は一日とす

禁錮に處せられたる者は禁錮場内に於て其技能及び身分に相當する方法を以て役に服せしむることを得但其求めあるときは其方法を以て役に服せしむべきものとす

場外の服役(第十五條)は囚徒の承諾あるときに限り之を許す

索引

有期城寨禁錮の最上限は十五年其最下限は一日とす

此法律に於て城寨禁錮に付き無期の明文なきときは有期とす

城寨禁錮の刑は囚徒の業務及び助作を監視し其自由を剝奪するにあるものとす且此刑は城寨中又は其他特に定まりたる場所に於て執行するものとす

刑法第十八條 拘留の最上限は六週日其最下限は一日とす

拘留の刑は單に其自由を剝奪するに止まるものとす

刑法第四十條 故意の重罪又は輕罪に依て得たる物件又は其罪を犯す爲めに使用し又は之を爲めに準備したる物件は正犯又は傍者に屬するときに限り之を沒收することを得

刑法第四十一條 文書圖畫又は隱蔽の旨意罰すべきものなるときは其部冊並に其複製に供したる臺版及び模型を使用する能はざるに至らしむべきことを判決中に言渡すべきものとす

但此規定は著作印刷人編輯人出版人又は書肆の所持して公然陳列又は公然供給せらるる部冊に限り之を適用す

文書圖畫又は隱蔽の一部のみ罰すべきものなるときは其分離を爲し得べきときに限り其罰すべき部分及び之に關する臺版及び模型の部分のみを使用する能はざるに至らしむべきことを言渡すべきものとす

刑法第四十二條 第四十條及第四十一條の場合に於て一定の人に對し訴追又は有罪の言渡を爲すこと能はざるときは同條所



定の處分のみを言渡を爲すことを得

刑法第四十三條 重罪又は輕罪の實行の開始と爲るべき所爲に依て其罪を犯さんとするの決意を現行したる者其目的とする罪を遂ぐるに至らざる時は未遂に基きて處罰すべきものとす  
但輕罪の未遂は法律に明文あるときに限り之を罰す  
刑法第四十六條 未遂は左の場合に於ては未遂として之を罰せす  
第一 犯人其意に警備せざる事情の爲めに障礙せられたるに非ずして其目的とする所爲の實行を放棄したるとき  
第二 犯人其所爲の未だ發覺せざる前自己の動作を以て重罪又は輕罪を遂成すべき結果の到來を妨止したるとき  
刑法第四十八條 贈與、結婚又は脅迫を爲し又は勢威若しくは權力を濫用し又は錯誤を誘起若しくは増進し又は其他の手段に依り故らに他人をして罪を犯さしめたる者は教唆者として之を罰す  
教唆者の刑は其知りて教唆したる犯罪に適用すると同一の法律に從て之を定む

刑法第四十九條 重罪又は輕罪を犯すことを助言又は行爲を以て知りつゝ、幫助したる者は從犯として之を罰す  
從犯の刑は其知りて幫助したる犯罪に適用すると同一の法律に從て之を定む但未遂犯罪の處罰に付て定まれる原則に從て之を減輕す  
刑法第四十九條甲 他人を挑撥して重罪を犯さしめ又は重罪に加擔せしむる者又は其挑撥を請したる者は其重罪か死刑又は無期懲役を以て罰すべきものなる時は三月以上の禁錮に處し其重罪か之よりも重き刑を以て罰すべきものなるときは二年以下の禁錮又は同一期間の城塞禁錮に處す但法律に於て他の刑を以て處罰すべき場合は此限に在らず  
重罪を犯すこと又は重罪に加擔せんことを自ら提供する者並に其提供を請する者は前項と同一の刑に處す  
但單に口頭を以てする挑撥又は提供並に其受諾は其挑撥又は受諾か之に依り何等かの利益を得ることと伴ふときに限り之を罰す  
禁錮には公權の剝奪並に警察監視に付するの言渡を附することを得  
刑法第五十八條 痞啞者其犯したる所爲の處罰せらるべきものなることを辨別するに必要なる智力を有せざるときは無罪の言渡を爲すべきものとす  
刑法第五十九條 犯罪のとき法律上犯罪事實に屬する事實情況又は刑罰を加重すべき事實情況の存することを知らざりし者は其事實情況に付き責に任せしめらるることなし  
過失の所爲を罰すべき場合に於ては事實情況を知らざることか過失に出でざるときに限り此規定を適用す

〔二〕憲法之部

刑法第六十五條 滿十八歳以上の被害者は獨立して處罰の告訴を爲すの權利あり被害者未成年者なるときは其法定代理人は被害者の有する權能に關係なくして告訴を爲すの權利を有す  
被害者か行爲能力なきか又は滿十八歳に達せざるときは其法定代理人は告訴を爲すの權利を有す  
刑法第六十六條 刑事訴訟に刑の執行は時効に依て消滅す  
刑法第七十九條 第七十四條乃至第七十八條の規定は既に言渡したる刑の滿期と爲り時効を経又は免刑と爲る以前に於て其言渡前に爲したる犯罪に付き有罪の言渡を爲すときは又た之を適用す

〔三〕裁判所構成法之部

一八乃至二〇一九七の一  
施行法一一三三八〔註九〕

〔四〕軍律之部

一一二〇五の三  
一四四八七の一  
二九二五〇二〔註一〕  
四八二三三一〔註六〕  
四九二三〇八〔註八〕  
五〇二三〇四の一  
五一二三六一の八



六一〇五五五の二〇

〔五〕民法之部

- 一九〇三二一〔註一〕
- 二二七二二五八〔註一〕
- 二二八二二五九〔註二〕
- 二三一三三三三〔註七〕
- 二五四二二四の二
- 二七六三三四の八
- 二七八二二四の九
- 八二三二四九〔註二〕
- 八二六二二六二の六
- 八二七二二九八〔註四〕
- 八二八三〇〇〔註一〕
- 八三〇二二二五〔註七〕、竝四四四〔註二〕
- 八三一二二九〔註一〇〕
- 八四七二五二一〔註一〕
- 八五八、八五九二二六一〔註五〕
- 九〇四二二六九の九
- 一三二二四七六〔註八〕
- 一六三一二七五〔註三〕
- 一六六六二〇二〔註二〕

一六八〇四七六〔註八〕

一七八一五二五〔註四〕

一八三八三〇三〔註三〕

一九〇七三六七〔註七〕

二二三七五二五〔註四〕

施行法三四三〇〇、一三、竝三〇一〔註二〕、竝三六五〔註五〕、

竝五一五〔註四〕

施行法一三五三〇一〔註二〕

〔六〕刑事訴訟法之部

- 五〇四七四〔註六〕
- 六九、竝九五四七五〔註六〕
- 二六二二三五二の二
- 二六六二二九五〔註三〕
- 二九七五三五の二〇
- 二九八三三〇三の二
- 四一四三三六五の二
- 四一五三三六七の二四
- 四三一三七一〔註一三〕
- 四四三乃至四四六二五二の二一及五及六
- 四五三、四五九二五七一の二〇
- 四八三二五〇六の五

四八四二五五九の三

四八五二四八八の一四

四八六二四八八の一六

四九一五三七の一四

四九五二五二二の七

施行法六三三九九〔註九〕

〔七〕民事訴訟法之部

- 三四五
- 三三五
- 四七五〔註六〕
- 三五五



獨逸刑法論正誤

頁	行	正誤	正誤
七	八	「誤なし」ヲ「誤あり」トス	「疑ひなき」ヲ「疑ひなき」トス
一一	六	「等の」ノ「字ヲ削ル	「死罰」ヲ「刑罰」トス
一一	八	「ザール」ヲ「セザール」トス	「人名録あり」ノ下ニ「又た」ノ二字ヲ加ヘ、次
一五	六	「犯罪」ヲ「犯罪」トス	行「肝要なり」ノ下ニ「(セルチョン制度)」ノ七
二九	一	註三〇頁第七行ノ「アツオー」ヲ「アツォー」トス	字ヲ加フ
三〇	一三	「ニェルンヘリク」ヲ「ニェルンベルグ」トス	「四五」註ノ第三行「論争」ヲ「論争」トス
三二	三	「メムメルグ」ヲ「ニ」ト削ル	「決して」ヲ「必ずや」トス
三四	一	「ニェルンベルグ」ヲ「ニェルンベルグ」トス	「場合」ノ下ニ「ノ」一字ヲ加フ
三四	四	ノ末「諸國」ノ二字ヲ加フ	ノ括弧ノ下ニ「委任することあり」ノ八字ヲ加
五二	末行	「齋」ヲ「齋」トス	フ
五九	七	「阿」ヲ「柯」トス	「次で」ヲ「次に」トス
六一	一二	「ン」ヲ「下」トス「ノ」一字ヲ挿入ス	「定まる」ヲ「定むる」トス
八六	四	「アツエロット」ヲ「アツエロット」トス	「法律身林即明に黙示」ヲ「法律身林即明に
八九	四	「ホルワイア」ヲ「ホルワイア」トス	宣示」トス
一〇〇	四	「フォン、シヤヴァルツ」ヲ「フォン、シヤヴァルツ」トス	「他之に關する規定を」ノ下ニ「除外するの
一〇二	八	「ウエテル」ヲ「ウエテル」トス	規定を」ノ八字ヲ加フ
一二五	三	「赫」ヲ「赫」トス	「意思あるものにし」ノ下「て」ノ一字ヲ加フ
			「欲せる」ヲ「欲する」トス
			「驅逐る」ヲ「驅逐せられたるも」トス
			「シユシット」ヲ「シユシット」トス
			「此も」ヲ「氏も」トス
			「宣言する」ノ下ニ「所たる」ノ三字ヲ加フ



一八九 五 「得さりき」ヲ「受けさりき」トシ 次行「諸條約  
 一〇〇 「疵獲權」ヲ「庇蔭權」トス  
 一九四(註六)ノ「外國政長」ヲ「外國政府」トス  
 一九九 一二 「戰事」ヲ「戰爭」トス  
 二〇六 一一 「第二項の」ヲ「第二項に」トス  
 二〇九 一一 「ギルル氏」ヲ「ギールケ氏」トス  
 二一二 一二 「用語の事」ヲ「用語の争」トス  
 三二四 四 「數人」ヲ「殺人」トシ同頁八行「二個以上の所  
 爲の」ヲ「二個以上の所爲を」トシ同頁一一行  
 「必要を」ヲ「必要と」トス  
 二二五 七 「到來せしめし」ヲ「到來せしめん」トス  
 二二九 三 「意向」ヲ「下」の「ノ」一字ヲ加フ  
 二三二 八 「誘因なること」ヲ「誘因となること」トス  
 二三七 一〇 「其古格」ヲ「教室的」トス  
 二三三 一 「ピルラマイエル」ヲ「ピルクマイエル」トス  
 二三四 三 「看做が如き場合」ヲ「見ゆる場合」トス  
 二三五 一三 「作爲せるも」ヲ「作爲よりも」トス  
 二三八 四 「本末」ヲ「本來」トス  
 二四三 末行 「定る」ヲ「定まる」トス  
 二四五 九 「次で」ヲ「從て」トス  
 二四七 一二 「在りては」ヲ「在りてふ」トス

二五一 七及九行ノ「擧擧」ヲ「擧擧」トス  
 二六八 五 「所爲を」ヲ「所爲は」トス  
 二七一 六 「三」存「二」ハ「ノ」二字ヲ加ヘ、次行「三」ハ「ノ」一  
 字ヲ加ヘ、次行「三」ハ「久」ノ二字ヲ加ヘ、次行  
 「各」ノ一字ヲ加フ  
 二七七(註五)「オッペンハイム」ヲ「オッペンハイム」トス  
 二八〇 末行 「之に依り議事と」ヲ「之に依り議院と」トス  
 二八四 九 「至りたること」ノ次「三」ハ「ノ」一字ヲ加ヘ、同  
 頁十二行「責任無」ノ次「三」ハ「ノ」一字ヲ加フ  
 二九九 四 「罪責」ヲ「責任」トス  
 三〇九 一六 「ハッセン」ヲ「ハッセル」トス  
 三一六 四 「加ふる」ヲ「加はる」トス  
 三三九 三 「偽證罪」ヲ「偽誓罪」トシ、同第一一行「戰事」  
 ヲ「戰時」トス  
 三四二 一五 「他數人」ヲ「多數人」トス  
 三四八 九 「然れども」ノ下「三」刑事上ノ「三」字ヲ加フ  
 三五五 一三 「其内容」ヲ「其告發の内容」トス  
 三五八 八 「其君主に對する」ノ下「三」場合なる「ノ」四字ヲ  
 加フ  
 四〇二(註五)ノ第三行「依れば」ノ下「ハ」中止ハ「ノ」三字ヲ加ヘ、  
 次行「場合」以下「ハ」場合に關するときに限り  
 之を爲すことを得すと云ふ」ト訂正ス

四二三 五 「を區別」ノ上「ハ」之「ノ」一字ヲ加フ  
 四三四 七 「缺致」ヲ「欠缺」トス  
 四五〇 末行 「持續犯」ヲ「續行犯」トス  
 四五二 一四 「依りても」ヲ「依り又た」トス  
 四七五 一五 「總ての」トアル「の」字ヲ削ル  
 四八三 末行 註ノ地名ヲ「ウルウキノ」ト訂正ス  
 四九〇 八 「特別的」ヲ「特件的」トス  
 四九九 末行「同」の方法「ヲ」其方法「トス」  
 五一〇 四 括弧内「三」第三六二條「ノ」下「第三項」トアルヲ  
 「第二項」トス  
 五一五 六「に」〇けたる「ノ」内「ハ」掲「ノ」一字ヲ加フ  
 五一七 二 括弧内「故米遂に」ヲ「故に米遂」トス  
 五二二 一三 「興ふる」ノ上「ハ」満足を「ノ」三字ヲ加フ  
 五二三 一二 「を俱發」ヲ「か俱發」トス  
 五二六 四 「特別的」ヲ「特件的」トス  
 五二八 一一 「稱て」ヲ「稱して」トス  
 五三三(註)「受けたる」ヲ「受くる」トス  
 五三三 一三 「を認す」ヲ「に付す」トス  
 五三九 六 「期間」ノ下「ハ」ノ「ノ」一字ヲ加フ  
 五四三 一三 「得たりてふ」ノ下「ハ」ノ「ノ」一字ヲ削ル  
 五四八 六 「數個相互」ヲ「數個ノ死刑か」トス  
 五四九(註三)「數個ノ下」ハ「ヲ」の「トス」

二五〇 一一 「各刑」ノ下「に」ヲ「を」トス  
 五五三 三 「之に」ヲ「之を」トス  
 五五五 三 「犯人に」ノ下「三」犯罪を「ノ」三字ヲ加フ同頁第  
 一三行「刑全免」ヲ「刑の全免」トス  
 五五六 七 「法律」ノ下「ハ」を「ノ」一字ヲ加フ  
 五五七 一 「現今に」ノ「に」ヲ削ル  
 五五九 六 「競合」ヲ「牽連」トス  
 五六一 九 「構成」ノ下「ハ」制度「ノ」二字ヲ加フ  
 五六三 四 「眞相に」ヲ「眞相を」トス  
 五六四 八 「サシヨレイ」ノ「シ」ヲ「ミ」トシ同頁第一二  
 行「反對作用」ヲ「反射作用」トス  
 五六九 五 「欠缺の」ヲ「欠缺は」トス

洋字訂正  
 That bestand ナ可トス  
 Malefiz ナ可トシ、次行 Prevel ナ可トス  
 Begriffsmekmale ナ可トス  
 Ielinqnere ナ delinqnere ト訂正ス  
 Thatbestände ナ可トス  
 Vollen ナ可トス  
 註三三二二頁第四行「ハ」ヲ削ル  
 Verunsachung ナ可トス



二二五	一二	Gefährdung	キレトス
二二七	一〇	Chim & Chem	キレトス
二二八	九	Erfolges	キレトス
二二二	四	Notwendige	キレトス
二七八	一〇	Quia Nulla	キレトス
五二九	一一	Strafandrohung	キレトス
五三〇	一一	delinquendi, Iteratio	キレトス

明治三十六年四月十五日印刷  
 明治三十六年四月十八日發行

定價金壹圓八拾錢



譯者 吾孫子勝

譯者 乾政彦

發行者 荒川信賢

東京市小石川區關口町二百番地

印刷者 森潤

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社 秀英舍第一工場

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所

東京府豊多摩郡戸塚村六百四十七番地

早稻田大學出版部

電話番町三百七十四番



早稻田大學出版部出版圖書目錄

早稻田叢書

(版九) 米國博士ウッドロワ、サイルソン原著  
法學博士高田早苗譯  
**政治汎論**  
冊一全

一名 沿革實用政治學  
背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢  
一千二百五十頁 小包料四百文  
希臘、羅馬の古代より筆を起し近世歐米諸大  
國の政治制度の沿革及び現行の憲法行政法地  
方制度等を説明して細大漏す處なし世界政治  
制度の實況を知らんとする者乞ふ本書を讀め

正訂 (版二十) 英國アルフレッド、マーンヤル原著  
法學士井上辰九郎譯  
**經濟原論**  
冊一全

(版四) 英國ウナルフ原著  
法學博士天野爲之助譯  
柏原文太郎譯  
**國民銀行論**  
冊一全

一名 信用組合新策  
背皮金文字入上製 正價壹圓  
五百餘頁 郵稅拾四錢  
本書の目的は國民の勤儉心を養ひ資本勢力の  
調和を計り國家生産上に裨益を與へんとする  
にあり 本書の如きは其邦信用組合の發達を  
助け社會問題解釋の指南となるべきなり

(版三) 國際法 法學博士中村進午著  
**新條約論**  
冊一全

(版五) 附 外國貿易論  
背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢  
六百五十頁 郵稅拾六錢  
政府と産業との關係、公正なる貨物の分配法、經  
済と消費との關係、是れ皆本書の正解明瞭す  
る所、外國貿易論亦新解の見を以て外國貿易  
に關する一切の事項を論斷す

最新の學理によりて改正條約を解釋し舊條約  
と改正條約との得失利弊より新條約實施に關  
し國民の心得可き事項に至るまで詳盡して道  
徳なし附録には我國と英、獨、露、米、清等五大  
國との新條約正文を附す

發賣元

博文館  
東京市日本橋區本町三丁目

賣捌所

有斐閣書房  
東京市神田區一ツ橋通町

同

東京堂書店  
東京市神田區表神保町

同

其他全國各地書林



英國ウィー、ニー、キートン原著  
法學博士 天野爲之 譯

### 經濟學研究法

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓  
四百五十頁 郵稅拾貳錢

不偏不黨公明正大の眼を以て經濟學研究の方針を指示し純正論派及歴史派の缺點、短所、僻見、誤謬を論議したるもの論理的確引、精密、經濟の學に志す者は先づ本書に依て其研究の方針を定むべきなり

國際法學會員 有賀長雄著  
法學博士

### 近時外交史

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢  
七百餘頁 郵稅拾大錢

斯學專攻の有賀博士が多年研究の餘に成りしもの、筆を維納公會に起し希土戰爭に結び列國の交渉最も煩雜なる時代を網羅す材料豊富、叙事精確文章亦雄麗なり

英國ビロー、ソー、スコット原著  
法學博士 高田早苗 譯

### 英國國會史

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓拾錢  
八百餘頁 郵稅拾八錢

英國議會開けて以來千有餘年間の變遷事例を説ける者也、歴世の英物が國會場裏に角逐馳騁したるの狀宛然目に睹るが如し

英國 エー、グレイ、デイシー原著  
法學博士 高田早苗 譯  
文學士 梅若 職大 郎 共譯

### 英國憲法論

冊一全

附高田博士英國憲法講義  
背皮金文字入上製 正價壹圓七拾五錢  
九百餘頁 郵稅貳拾錢

立憲政治の祖國たる英國憲法の性質は立憲國民の知るを要する處、而して英國憲法を研究するに適當なる本書の如き世界其比を見ず

英國 シー、エフ、バスターナル原著  
法學博士 高野岩三郎 共譯

### 財政學

冊一全

背皮金文字入上製 正價貳圓貳拾錢  
一千六百頁 小包料四百文

本書は原著者の深遠なる學識と該博なる材料とを以て成れる畢世の大著、パブリック、ファイナンスを論議したるものなり、一讀よく財政の學理と實際とに通達するを得べし

佛國 ア、ド、ビートル原著  
故 酒井雄三郎 譯

### 世今歐洲外交史

冊二全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢  
一千六百頁 小包料四百文

本書は最近八十年間に於ける歐洲外交界の沿革を叙述し、列國の親和、抗争、聚合、離散する所以の形勢事情を明にせる者也幾多歐洲外交界の英物が龍驤虎掃の壯技を演ずるの狀歴々として觀るべし

德國 フリットリック、フォン、マルテンス原著  
國際法專攻 法學博士 中村進午 譯

### 國際法

冊二全

背皮金文字入上製 正價壹圓四錢  
一千八百頁 郵稅四拾錢

原著者は歐洲第一流の國際法學者なり本書は約二千頁の大巻先づ筆を概論に起し國際公法私法、刑法に論及して餘蘊なし、斯學に關する無二の寶典也

英國 シヤン、マツカフシー原著  
高田早苗 譯  
日本 吉田己之助 共譯

### 英國令代史

卷上

一名 女皇之御宇  
全部三巻上巻千頁背皮金文字入上製 正價貳圓拾錢 小包料四百文

此書英國現代の政治、宗教、文學、教育、工學等國家社會百般の事網羅して遺さず、上中下三巻總て三千餘頁に渉る大著作なり、譯者雄麗の筆を揮ひ多年を費して本書を譯出す其趣味蓋し小説以上のものあらん

文學博士 姉崎正治著

### 宗教學概論

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢  
六百餘頁 郵稅拾六錢

本書の特色は從來の比較宗教學或は宗教史よりも一步を進め、事實を蒐集し材料を豊富にし心理學、倫理學、社會學等の諸方面に關し統一の說明をなしたるにあり、斯學に志するの士は須く一本を備へざるべからず

米國 フランク、ツニー、グッドノウ原著  
日本 浮田和民 譯

### 比較行政法

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓  
八百頁 郵稅貳拾錢

本書は研究至難なる英米の行政法を解説すること極めて明瞭にして之を獨佛の制に比較して其長短優劣を明にす斯學開けて以來の名著作なり

英國 ミケル、マルホルト原著  
日本 フリットリック、大石熊吉 譯  
前川九萬入 共譯

### 萬國國力比較

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢  
五百五十頁 郵稅拾四錢

我學界に在りて哲學に關する其書の乏しきは眞に遺憾の事なり本書の出づる實にこれに補はるなり、既く所説諸書を渉獵して能く其旨を究め、行文亦簡明にして能く其要を得たり以て教科用参考用に資すべし

### 哲學概論

冊一全

### 社會學

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢  
五百五十頁 郵稅拾四錢

社會學に關する最近の名著にして社會の始源其成長、構造、目的及活動を各諸の方面より説明せるものなり、歐米の學者本書を以て社會學の組織を一新したるものとす斯學研究者は必ず本書に須たざるべからず

文學博士 桑本嚴著



瑞西法學博士 野澤武之助共著  
國際法專攻 山口弘一共著

### 國際私法論

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢  
六頁 郵稅拾六錢

本書の著者は共に多年身を新學の研究に委ねるの者、共に謀つて本書を成す、蓋し世間同類書中の白眉たるや論なかるべし、學生の教科書に用ふるも可なり、學者の座右に供するも可なり、

米國ブロー、ノミヌ原著  
日本矢 文 監 譯

### 社會統計學

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢  
六頁 郵稅拾四錢

本書は最近の人口統計を基礎とし之を社會の現象に當て立論せるもの、左れば統計學及び社會學を修むる者の參考に適す苟も政治經濟の學に志す者須く一本を座右に供ふべきなり

安部 磯雄 著

### 社會問題解釋法

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓貳拾錢  
四頁 郵稅拾貳錢

世の社會問題を論ずる者多くは理論の片断を説くに非れば徒らに狂熱の音句を連ねて空談放言するに過ぎず、平易の文を以て温健の思想を遣り同情ありて偏底せず熱心なれども退迫せず豊富な材料を按排して規距其序を失はざるは實に本書の特色とす

男爵林重 鎌田榮吉 梁原亮一序  
法學博士 有賀長雄 鎌田榮吉附  
佛國學士會員  
アナトール、ル、ボリリユー原著  
日本 本 林 毅 陸 譯

### 露西亞帝國

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓貳圓  
八頁 郵稅拾貳錢

本書は露國の政治、社會、宗教の各方面より其組織及真相を縱横に解釋論したるもの原書は觀察鋭利に過ぐるの故を以て露國に於ては藥書として發賣を抑せられたるものと云ふ以て本書の價値を知るべし、

法學博士 有賀長雄著

### 國法學

冊三全

背皮金文字入上製 紙數千四百頁  
正價金 參 圓 小包料貳百餘

本書は有賀博士が從來日本に行はるる國法學の大抵獨逸國法學の譯述に過ぎずして日本國家の編成と相違する點を其儘取次ぐの弊を憂ひ日本獨立の國法學を構成せんとして著したる者なり、其訳く所日本國法學に始りて行政、訴訟、官制、官制、地方自治、法律命令及政黨の效用を學理的に解剖し之に基きて國家の運用を開示したるは是れ實に博士の創見なりされば本書の上梓は實に從來の國法學に大進歩を加ふるものと謂ふべし

佛國ルイ、ブロー、ノミヌ原著  
日本 オブ、ロース、松平康國譯

### 政治罪惡論

冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓  
三頁 郵稅拾貳錢

本書は政治に涉れる罪惡を網羅遺す所なく是々非々の處放て私意を挾まず實に痛切の夜針對症の良藥なり正人之を讀まば欣然として強援を得たるを想ひ小人之を讀まば慨然として懐ち悚然として懼れん

米國ウガン、ダブリン、パルツェス原著  
法學博士 苗田 早 苗共譯  
吉田己之助

### 政治學及比較憲法論

冊二全

正價金壹圓五拾錢 郵稅各拾六錢  
合本正價金貳圓七拾五錢 小包料四百餘

本書は歐米に於ける今代第一流の政治學者パルツェス博士の一大名著を譯述したるもの、一讀人をして政治學の要義、憲法の法理原則に通曉せしむ斯學研究者座右の珍寶たらん

法學博士 有賀長雄 校閱  
文學士 堀山專太郎 編著

### 無政府主義

冊一全

背皮金文字入上製紙數四百餘頁  
正價金壹圓 郵稅十二錢

虛無黨は露國に限ると雖とも彼等と主義を同うし消息を通過せる社會黨無政府黨は歐米米水到處出沒跳梁しときに撼天動地の悲劇を演じ其掃蕩を計り撲滅を策するは既に世界の大問題となれり本書は即ち是等一切の病的秘密團體の起原來歴を巨細に探討研究したるもの也

米國フランシス、リバー原著  
文學士 澤柳 政太郎 譯

### 政治道徳學

冊二全

背皮金文字入上製 正價金二圓五十錢  
一千二百餘頁 小包料四百餘

立憲治下の國民たるに耻ぢらんとするの士、政界の清新に志あるの士、政治家を以て世に立たんとするの士、世の教育家及倫理の學を研究せんと欲するの士は須らく本書を一讀せしむべし

島村 龍太郎 著

### 新美辭學

冊一全

背皮金文字入上製 紙數五百五十餘頁  
正價金壹圓三十錢 郵稅金拾四錢

本書は全然著者の新見に成れる者文章論より美學に歸結し、以て大方の批判を得んとす、且初學者の爲には、文學の入門たるべき準備と研究の過程とを有せり、文學に志あると否とを問はず國民の座右缺くべからざる良書也

網島 榮一 著

### 西洋倫理學史

冊一全

背皮金文字入上製 紙數五百五十頁  
正價金壹圓三拾錢 郵稅十四錢

本書は有ゆる重要な倫理思想を網羅せる者著者は斯學專攻の名家而かも再三編を更へて成れる苦心の著なるが故に叙述繁簡其宜しきを得文章亦簡明暢一讀の下泰西二千年の倫理史思想史の大體に通ずるを得べし

巽 來 治 郎 著

### 日清戰役外交史

冊一全

背皮金文字入上製 正價金二圓五十錢  
一千三百餘頁 小包料六百餘錢

本書は發行旬日ならずして發賣を禁止せられし故註文に應じがたし

### 哲學史要

冊一全

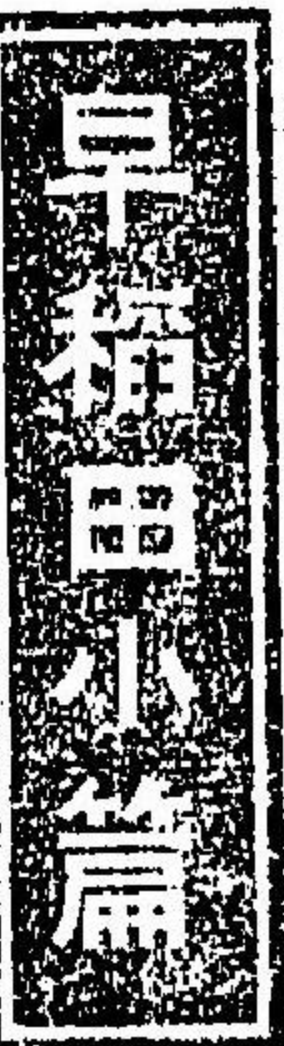
背皮金文字入上製紙數五百五十餘頁  
正價金壹圓四拾錢 郵稅金拾四錢



近刊

法學博士 有賀長雄著  
國際公法  
法學士 副島義一著  
國際法  
法學士 シュルチエー著  
國際法  
普國國家法論  
法學士 菊池駒治郎著  
國際法  
法學士 竹井耕一郎著  
國際法  
帝國憲法論  
英國 ニュルソン著  
佐藤 三郎譯  
經濟學原論  
法學博士 松崎藏之助 法學士 神戶正雄譯  
國際法  
法學士 副島義一著  
日本帝國憲法論  
文學博士 桑木盛策 譯  
最近哲學史要

文學博士 坪井九馬三著  
史學研究  
三浦 武著  
佛田和民著  
浮田和民著  
史學原論  
故小山田與清遺稿  
優學戴恩日記  
文學士 新見吉治譯  
ブルタルコス偉人傳  
文學博士 橫山又次郎著  
天文講話  
地理學概論  
文學博士 橫山又次郎著



故酒井雄三 著  
十九世紀歐洲政治史論  
正價金拾錢 郵税金四錢  
冊一全

最近八十年間に於て歐洲列國が經由せる世界の進化如何を一目して觀察し得るもの本書を措て他に求むべからず

佛國 ルイ、ルノール原著  
法學博士 有賀長雄譯  
法學士 堀本平九郎譯  
國際法論  
正價金拾五錢 郵税金四錢  
冊一全

本書は國際法の概念を説き其淵源を詳にし斯學研究の參考たるべき諸大家の好著を紹介する等周到極み餘すなし

支那貿易

法學士 織田一著

冊一全

正價金拾五錢 郵税金四錢

著者清國に航し商工業を視察して得たる材料に廣く英國の諸書を參照して成れるもの百餘の状況歴々観るが如し  
橫山・正修 著

非鐵道國有論

冊一全

正價金拾五錢 郵税金四錢

歐米大家の所説に著者の意見を加へて成れるもの世の鐵道經濟を研究せんとする者の爲めには好箇の參考書なり  
ドクトル、オヴ、高木正徳譯  
フイロソフイー

トラス

冊一全

正價金拾錢 郵税金四錢

經濟社會の大革命とも稱すべきトラス制度の利害得失及其真相現狀等を明ならしめたるもの獨り本書あるのみ

南清貿易

小山松壽著

冊一全

正價金拾五錢 郵税金六錢

各國勢力範圍支那交通産業圖挿入  
著者永く南清に在てよく事情に精通す記事主として實地の視察に基くが故に世間幾多の類書と大に其趣を異にす  
英國アーナルド、アール、コフリン原著  
法學士 立作太郎抄譯

最近之支那

冊一全

正價金拾五錢 郵税金四錢

材料豊富にして觀察周到なる原著を平易明快に譯述せる者也支那問題に關する著書中優に自眉の價值あるを信す  
伯爵 大隅重信講演

管公談

冊一全

鮮明骨俣入  
正價金拾錢 郵税金四錢

管公の人物徑行今日に至りて大に論士の是非争ふ所となる大隈伯該博の識を以て之を評觀す本書の價值推すべし

快樂派倫理

網島榮一郎譯

冊一全

正價金拾五錢 郵税金六錢

希臘時代より今代に至る迄有ゆる快樂派學者の倫理説を歴史的に叙述且つ論評したるもの學者必讀の書なりとす  
法學博士 高田早苗抄譯

帝國主義論

冊一全

正價金拾五錢 郵税金六錢

帝國主義が支那問題を中心として世界に横溢活動するの狀本書之を詳して遺態なし時勢に志有るの士は必一讀せざるべからず  
法學士 三木猪太郎抄譯

犯罪學

冊一全

正價金四十錢 郵税金六錢

犯罪の原因結果及救治方法を論究して餘す處なし我國の現狀に對して本書の出づる決して偶然に非ざるを信す



ウイロービー及ボサンケイ原著  
淨田和民解

### 國家哲學

正價金六拾錢 郵税金八錢  
最近の名著二種を採て比較解説せるもの最新の學說を窺はんと欲するの士は本書に依りて得る處多からざるべし

伯樂博士 リスト原著  
法學博士 中村進午解説

### 國際公法

冊一全

正價金六十錢 郵税金六錢  
他の圖書に比して異彩を放てる原書を斯學の名家中何博士の縱横なる筆を以て解説を試むるの血氣以て知るべし

### 歴史叢書

法學博士 山田早苗校閱  
山本利喜雄編著

### 露西亞史

冊一全

正價金壹圓廿五錢 郵税金拾貳錢  
總クローズ上製四百五十頁鮮明地圖挿入  
本書はラムボード氏の名著を基とし傍ら厚く東西の史書を參考して編成したるもの露國建國以來今日の至るまで發展消長より其人情風俗宗教文藝に至るまで博識詳叙す所なし從來露國史の缺乏に苦める學者は勿論東洋の風氣宗法急なるの今日志を天下國家に存するの士の讀を要す

パチエラー、松平康國編著  
オヴ、ロース

### 英國憲法史

冊一全

正價金壹圓廿五錢 郵税金拾四錢  
總クローズ上製四百五十頁鮮明地圖挿入  
著者は早稻田大學に講師として多年憲法史を講義し此種の好著なきを憂へて本書を公にせらるる近時我國憲法の運用及議院の行動に就て多少の感を得ける者及び法制史研究に思を潛むる者之を讀まば益し無量の裨益あるべし

米國 シヤットソン原著  
日本 大内暢三譯

### 歐洲十九世紀史

冊一全

正價金壹圓廿五錢 郵税金拾貳錢  
總クローズ上製四百餘頁 鮮明地圖挿入

書契ありて以來十九世紀の歴史ほど複雑且多趣味なるものはあらざらん簡潔明快の筆を以て文を行り讀者をして一讀快哉を呼ばしむるものは蓋し稀なり本書の原著は此點に關して實にマッケンシー氏の「十九世紀」をも凌駕すし稱せらる其能く要を撮り綱を提げ一目瞭然歐洲最近歴史を知悉せしむるもの此書に若くものなるべし

パチエラー、松平康國編著  
オヴ、ロース

### 世界近世史

冊一全

正價 金壹圓廿五錢 郵税金拾貳錢  
總クローズ上製 紙數四百餘頁鮮明地圖挿入

歴史は近世史より有益なるはなく近世史より面白きはなし然るに世間の著譯は唯筋書を讀むが如くにして趣味なく活氣なし今や松平氏の近世史は新面目を備へて世に出でたり記する所東西の交通に始りて維納會議に終る宛も歐洲十九世紀史の前期とも云ふべき時代を包括せるものにして其長技なる文章は縱横に發揮せられ簡明にして雄麗なり一讀大喝采を以て歡迎せらるべきを疑はず

長田忠一編著

### 佛蘭西史

冊一全

正價金壹圓廿五錢 郵税金拾貳錢  
總クローズ上製 紙數四百餘頁鮮明地圖挿入  
本書は身自ら其境を履んで親しく其國の文物に接し其國の人物に交れる秋澤居士得意の編述に係り盛衰興亡長短得失之を辨して詳略宜しきを得用意最も周到を極む

### 近刊

- 浮田和民編 史
- 希田和民編 史
- 浮田和民編 史
- 羅平廣國編 史
- 松平廣國編 史
- 英平廣國編 史
- 獨逸 史
- 文學士 坂本健一編 史
- 伊太利 史

文學士 村川堅固編

西班牙 葡萄牙 牙 史

文學士 坂本健一編

荷蘭 白耳 義 史

文學士 高桑駒吉編

北歐 史

長田忠一編

土耳其 古波 留汗 史

小崎弘道編

米國 史

長瀬鳳輔編

中央亞細亞 史

文學士 高桑駒吉編

印度 史

文學士 矢野仁一編

清國 史

文學士 河合弘民編

近世 殖 民 史



### 文學叢書

文學博士 坪内雄藏著

### 英文學史

冊一全

特製總クローズ美本九百餘頁  
正價 金貳圓 小包料四百餘  
並製三冊正價各六十餘郵稅各八錢  
本書は英國上古史に起り英文學の起原より英詩の曉星たるゲエツフレ、チャーパーに説き及ばしエリザベス朝の全盛内亂時代の一頓挫十八世紀の波瀾を経て終に最近の文學史に至り或は評論或は哲學神學科學等の諸學界或は詩人小説家の事蹟或は其の傑篇の評論等深切丁寧推測明晰初學者といふとも讀下一番英文學の精華を窺ふことを得べし實に本邦空前の歐洲文學史なり



高安月郊 著  
イブセ社會劇  
總クローヌ上製 四百餘頁  
正價金壹圓 郵稅金拾四錢  
並製正價金八十錢 郵稅金八錢

本書は「人形の家」の種よりなる劇として、社會の敵といふ。月郊氏の筆世既に定評あり、特會劇といふ。イブセ氏の自ら「我新劇は古代の所謂悲劇にあらず、我は人間を推かん」と欲するなり。この揚言の實現せる、所謂社會劇中の傑作たり。附録イブセ氏の昇壇はスカンデナヴィヤ文學の由來より、イブセ氏の平生を叙述せるものなり。

文學博士 坪内雄藏 著  
英詩文評釋  
總クローヌ上製 七百餘頁  
正價金一圓六十錢 郵稅金十八錢  
並上卷正價金七十錢 郵稅金八錢  
並下卷正價金六十錢 郵稅金六錢

本書は沙翁の傑作マクベス、ハムレット其他諸家の名劇十餘種の評釋及英文教授の心得を、成す。評釋は明且つ原文に順ひて都雅なる訓讀文を添へたれば、管に泰西文學の精華を味ふに足るのみならず、美文翻譯の好參考となるべし。

巖庭篁村 著  
巢林子撰談  
總クローヌ上製 四百餘頁  
正價金壹圓 郵稅金十四錢  
並製金八十錢 郵稅金十二錢

巖庭篁村氏の近松に精通せる江湖已に定評あり、茲に巢林子の傑作中出世景清、長町女腹切、傾城反魂香、會根崎心中の五種を選びて精密なる頭註を加ふ。近松研究の第一着は先づ本文を明晰に解讀するにあり。讀者この篇によりて、意味せば、忽ち妙文の秘訣に通ずるを得ん。

宮崎三味選  
元祿名蹟集  
刊近  
元祿時代の名篇佳什は今や空しく蠶魚の腹腹を肥すに委するのみ本校見に見るあり。是等將に埋没せんとする諸作を纂録して、に元祿名著集上梓の舉あらんとす。若しそれ編者が斯道に於る學識如何に至りては世已に定評あり。刻若二十餘年を費して集積せる珍篇逸品十有餘種は、讀界の一大喝采を得べきを疑はず。

經濟學叢書  
伊國法學博士レイギ、コツサ原著  
日本法學士 永井直好重譯

社會經濟原論  
總クローヌ上製 三百餘頁  
正價金壹圓 郵稅金拾錢

本書は伊國經濟學の大塚レイギ、コツサ氏か其深遠なる研究に基き、該博なる學識を以て、斯學の大綱を叙述したるもの。理論公正、所説簡切なるのみならず、一般研究の基礎と爲すに適當なること他に其類を觀ざる所なり。

經濟統計學  
總クローヌ上製 八百頁  
正價金壹圓 郵稅金拾貳錢

本書は各種の經濟問題を捕へ統計的に批評研究せしものなり。今や世間漸く空論の無益有るなるを覺り、事實に據りて經濟論を行はんとす。先づ本書を讀破し統計的の理論及び實際に通じ、以て經濟學の指導と爲さば、其世を益する蓋し抄少なからざるべし。

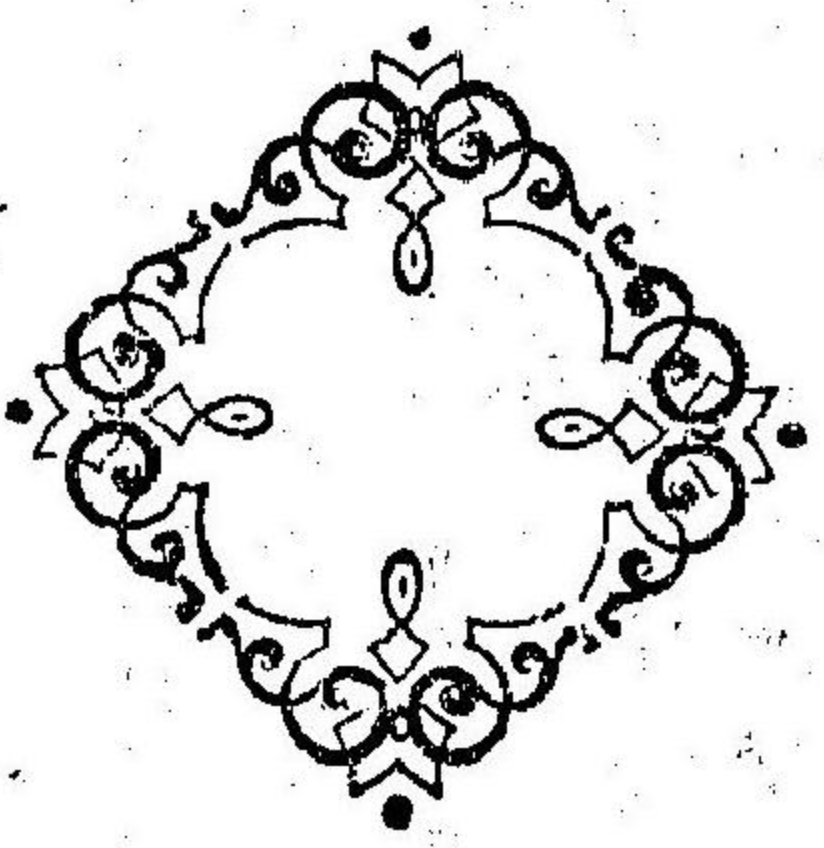
近刊

- 宮崎三味 著 史  
支那 小説 艶  
トルストイ伯著 尾崎紅葉 樹沼夏葉譯  
アンナ、カレニナ  
フライタツグ著 登張信一譯  
ブルウインド、ハアベン  
フロウベル著 上田敏譯  
マダム、ボブリ  
ハーディー著 梅澤精一譯  
テ  
ホーン著 内田實譯  
スカーレット、レナー  
尾崎紅葉 著  
俳諧七部集略解  
赤堀又次 著  
有職故實  
ストツグアド著 千葉鐵道譯  
英國小説 進化論  
ドウアン著 中島茂一譯  
シニーク、ス、ビナー  
早稻田文學會編述  
諸曲評釋

歐洲貨幣史  
總クローヌ上製 四百餘頁  
正價金壹圓 郵稅金十錢

本書は幣を歐洲に於ける金貨鑄造の創始に起し、最近印度政府の銀貨自由鑄造停止に到る其間或は時の政策を學理に究め、或は民人の休戚を實際に觀し、或は貨幣の消長に關する古來學者の意見を道破する等説を去り就き來りて餘蘊あるなし。蓋し近時多數の好書なり。

金融之原理及其實際  
刊近  
貨幣の原理金融の状況を論ずるの書世間必ずしも其類に乏しからず、而かも其原理と實際とを論究し兩者の關係を指示する本書の如きは稀なり、世の銀行家、會社員、實業家は勿論、尙も志を經濟に寄するの一人一本を備へば其得る所蓋し抄少なからざるべし。



島村瀧太郎 著  
歐米短篇集  
名家短篇  
森槐南 著  
元曲舉  
グラー著 永持徳一譯  
傑作隔集  
ズーデルマン著 田山花袋譯  
デル、カッツェンス、ラッヒ  
ドウデン著 上村左川譯  
ヂヤ

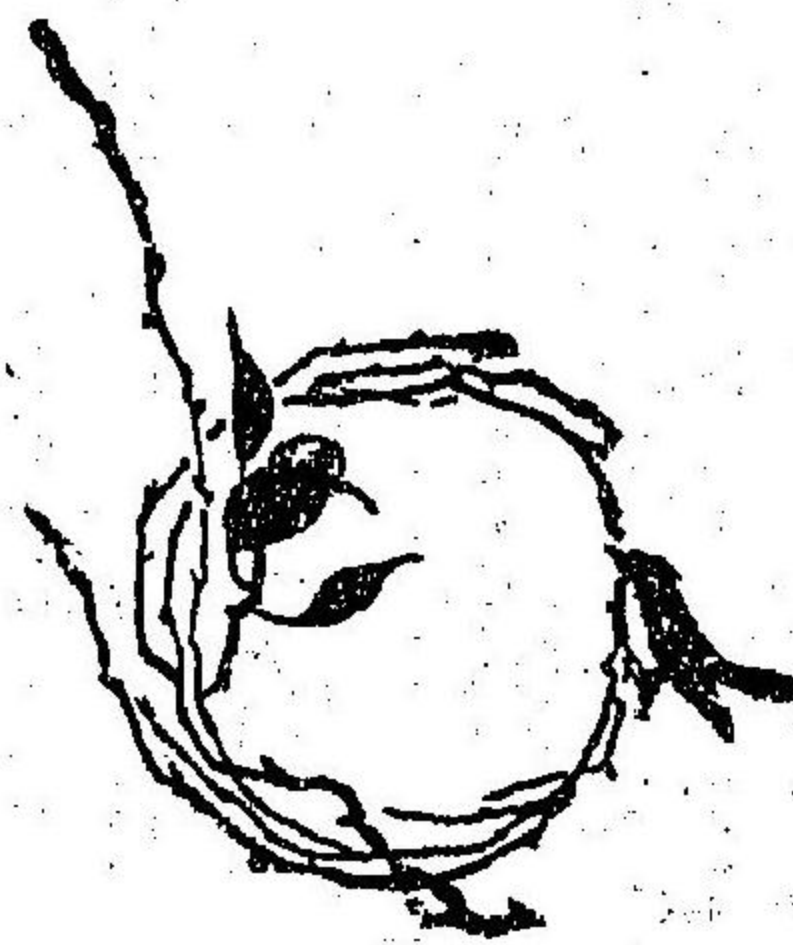


近刊

- 法學博士和田邦謙三 岸山虎三譯  
コンラード氏經濟學  
(上) 國民經濟學 (中) 經濟政策學  
(下) 財政學
- 法學博士松崎藏之助 岩城之寛譯  
ハドレー氏經濟學
- 文學士梅者誠太郎 垣原正直共譯  
アダムス氏財政學
- 法學博士天野爲之助 原田駒之助譯  
クレアー氏外國爲替論
- 法學士 永井直好譯  
パッテン氏消費論
- 法學士 柳田國男譯  
クラーク氏分配論
- 文學士 杉江輔人譯  
クレーン氏交通機關論

マスター、オウ、アーツ千葉編譯  
埃國價值論  
譯者未定

ボン、パワーク氏資本論



法律叢書

- 法學博士鳩山和夫 法學博士穗積陳重  
法學博士富井政章 法學博士戸水寛人批  
法學博士岡村輝彦  
帝國大學教授 レーレンホルム  
法學博士梅謙次郎 法學博士菊池武夫 評  
獨逸教授 ハインリヒ、デルンブルヒ原著  
大學教授 中村進午 法學士副島義一  
法學士瀬田忠三郎 法學士古川五郎合譯  
山口弘一
- 附獨逸民法正文 正價金八圓  
菊池三千五百餘頁背皮金字入上四  
第一卷 總則 第二卷 物權  
第三卷 債權 第四卷 親族、相続  
●正價○第一卷壹圓七拾五錢○第二卷壹圓七拾五錢○第三卷壹圓貳拾五錢○第四卷壹圓貳拾五錢●郵送料○第一卷壹圓八錢○第二卷壹圓六錢○第三卷壹圓貳拾八錢○第四卷壹圓貳拾八錢●全部小包料壹圓

獨逸民法論

冊四全

獨逸民法論  
法學博士岡村輝彦  
法學士野呂孫次郎  
法學士野呂孫次郎

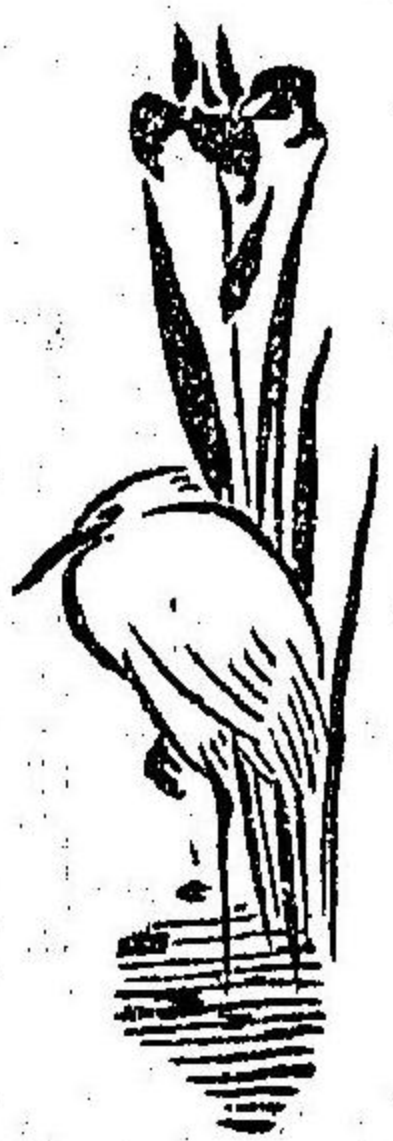
獨逸刑法論

刊近

著者が世界に於ける刑法の本質として論議す  
べき學問たるは著者識者の認する所而かも  
本書は氏が學世の大著述にして我國は勿論歐  
米の學者苟くも刑法の事を論ずる者殆んど引  
證を此書に採らざるは稀なり、本校風に此書  
の世を益するの大なるべきを思ひ岡田博士及  
び乾學士等を煩すこと多年、辛苦功成つて今  
や漸く上梓發行するの運となれり

近刊

- 獨逸ヘフナル 法學士堀口九万一譯
- 國際公法
- 獨逸パールの著 法學士古川五郎譯
- 國際私法



- 佛國フィオラー著 法學士宮本平九郎譯
- 國際私法
- 獨逸レーマン著  
法學士古川五郎  
法學士玉川次致共譯  
法學士里見三作
- 手形法論
- 法學士小山温法學士幹本喜三郎共著
- 民法要論
- 法學士 青山衆司著
- 商法要論
- 法學士 朝倉外茂著
- 海商法

獨逸商法論

冊二全

附獨逸商法正文  
紙數千二百餘頁背皮金字入上製美本  
正價金壹圓五拾錢小包料四角

原著者は獨逸法學界に於て名聲噴々たる新學  
の大家にして此書は即ち其一代の大作なれば  
最新の法理に據り縱横無盡今世商法の一般原  
則を説明して其の遺徳を思ふに我新商法  
は多く其基を獨逸に採れるを以て本書の如き  
は其法理を研究せんとする者の爲めに必要無  
類の参考書たるべし



# 法律教科書

由來我國法律教育に教科書を用ふるは主に小  
 中學等普通學の範圍に止り高等專門學術を教  
 授するには總て口授筆記の方法を用ふるが如  
 し口授筆記必ずしも不可なるに非らず而かも  
 單に之に頼る時は學生は筆記に忙殺せられて  
 智識を練磨すること難し左れば學生に與ふる  
 に簡練なる教科書を以てし之によりて先づ要  
 領を得せしめ講師更に之を教演して解説を  
 試むるも或は研鑽咀嚼の餘裕始て生ずるに至  
 り教育上大なる利益あらん是れ吾人が世の識  
 者と共に夙に認むる所なるを以て茲に先づ法  
 律教科書十數種を出版して素論を實地に試み  
 んと欲す抑もこれ等法律教科書は專攻諸名家  
 の編著に依り行文簡潔なると同時に發理明白  
 なるが故に各種の受験者を始め世間一般の  
 參考に適當なること彼の冗漫なる註釋書と同  
 日の論に非るべきを信す

法學士 小山 温著

## 民法總則

正價金四拾錢 郵稅金四錢

冊一全

判事 今村 信行著

## 民事訴訟法

正價金四拾錢 郵稅金四錢

第一編

法學士 平沼 騏一 郎著

## 債權法總則

正價金六拾錢 郵稅金六錢

冊一全

法學士 牧野 菊之助著

## 親族法

正價金四拾五錢 郵稅金六錢

冊一全

法學士 和仁 良吉著

## 保險法

正價金四拾錢 郵稅四錢

冊一全

法學士 青山 宗司著

## 商法總則

正價金六拾錢 郵稅金六錢

冊一全

法學士 鈴木 喜三郎著

## 物權法

正價金五拾五錢 郵稅金六錢

冊一全

法學士 青山 宗司著

## 商行爲

正價金七拾五錢 郵稅金八錢

冊一全

法學博士 中村 進午著

## 平時國際公法

正價金八十錢 郵稅金八錢  
特製金壹圓 郵稅金十錢

冊一全

### 近刊

債權法各論  
 相續法  
 會社法  
 手形法  
 海商法  
 民事訴訟法  
 刑事訴訟法

刑事訴訟法

破產法

國際私法

戰時國際公法

# 教科書類及雜書

將正四位 釋契冲撰  
文學博士 木村正毅校訂

## 萬葉集代匠記

洋裝美本紙數凡五千頁  
正價金拾圓小包料一頁五百頁

冊二十全

學海 依田 百川序  
省軒 龜谷 行引  
晚香 菊池 三九郎編

## 文章真訣

正價 金七拾五錢 郵稅金十錢

冊一全

金卓庵序 土屋風洲序  
三島中洲評 菊池晚香輯

## 漢文綱要

正價金六拾錢 郵稅金六錢

冊一全

赤堀又次郎 千秋季隆共編

## 平家物語

正價上製金六拾五錢 並製金五拾錢  
郵稅金六錢

冊一全

早稻田大學 增田 藤之助編  
學講師

## 英語文章軌範

夕ロノス類美本 紙數二百頁  
正價金五拾錢 郵稅四錢

冊一全



法學士 林田龜太郎著

改正新編 選舉法釋義

紙數四百餘頁 洋製美本  
正價金八十錢 郵稅金八錢

冊一全

法學博士 岡田朝太郎評註  
判事 藤澤茂十郎著

改正 刑法評論

紙數三百頁 洋製美本  
正價金五十錢 郵稅金八錢

冊一全

刑法改正案參考書

正價金三十錢 郵稅金四錢

冊一全

法學士 古川五郎 山口弘一合譯

獨逸新民法正文

紙數五百頁 洋製美本  
正價金壹圓 郵稅金四錢

冊一全

照新法典正文

冊二全

民法之部 法例 民法 民法  
施行法 人事訴訟法  
訴訟法 外二法全二冊 正價四十五錢 郵稅八錢

商法之部

國籍法 商法 商  
法施行法 不產  
正價廿八錢 郵稅八錢

法典修正案理由書

冊二全

正價各金七十五錢 郵稅各十四錢  
民法 民法 民法 民法  
不產 不產 不產 不產  
商法 商法 商法 商法  
施行法 施行法 施行法 施行法



定期刊行雜誌

中等教育會 發行

中等教育

回一月每

定(一)部 郵稅共 金廿五錢 五部  
金一圓十五錢 十部 金二圓廿五錢  
價(十五)部(全部) 金三圓三十錢

早稻田學會 發行

早稻田學報

回一月每

定(一)部 金十五錢 六部 金八十五錢  
價(郵稅)一部 金四圓十五錢

外交時報社 發行

外交時報

回一月每

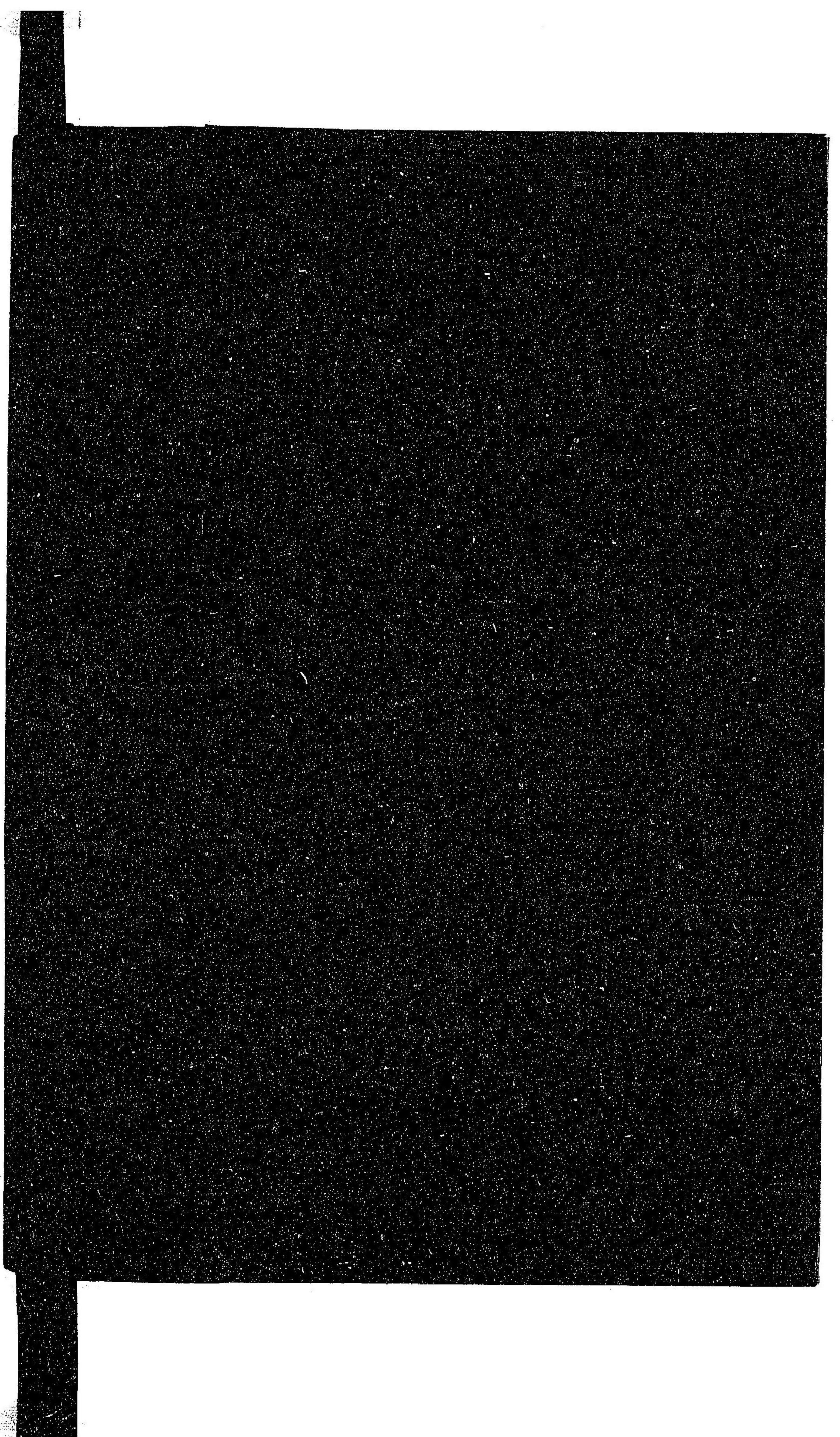
定(一)部 金九錢 共 金十六錢  
價(十二)部 金一圓七十五錢



78

32







78  
32

036105-000-8

78-32

独逸刑法論

フォン・リスト/著

M36

BBP-0760





35.4. 4